

[事案 2022-104] 自動振替貸付無効請求

・令和5年4月14日 裁定打切り

<事案の概要>

保険料の自動振替貸付が適用されることの説明がなかったことを理由に、自動振替貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年12月に契約した個人年金保険について、以下等の理由により、保険料の自動振替貸付を無効にしてほしい。

- (1)本契約は、元募集人である姉が勝手に申し込んだものである。
- (2)自動振替貸付が発覚した後、保険会社に説明を求めたが、3年以上に亘り連絡がなく、その間も自動振替貸付が行われていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の申込みは、申立人自身が行っており、保険料は申立人名義の口座から引き落とされている。
- (2)自動振替貸付は、約款にもとづくものである。
- (3)自動振替貸付の停止について、複数の担当者が訪問のうえ説明しているが、停止する手続は行われていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は、申立人の主張内容等を事情聴取によって確認する必要があるところ、日中連絡先に多数回架電をするも繋がらず、書面にて連絡を要請したものの連絡がなく、事情聴取を実施することができないことから、裁定手続を打ち切ることとした。